次のとおり届けます。	当社は、消費税及び地方消費税にかかる ☐ 課税事業者です　☐ 免税事業者です

入　札　書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者
　大阪市政策企画室長　　あて

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名　　㊞
大阪市入札参加資格承認番号（　　）

下記について、関係法令、貴市関係規定を守り、別紙仕様書・明細書・図面及び見本等並びに記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

金額			百万			千			円

事 業 名 称	令和６年度広聴機能強化研修（市民の声から始まる施策反映）業務委託
履行期間又は納入期限	契約締結日～令和６年12月27日
履行場所又は納入場所	本市指定場所

記

１．入札に付すべき事項　　別紙仕様書のとおり
２．入札保証金　　免除
３．入札執行場所　　大阪市役所本庁舎地下１階　第２共通会議室
４．入札執行日時(即時開札)　　令和６年６月21日（金）　午前11時00分
５．次の場合に該当する入札は、無効とする。
　(1) 大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札
　(2) 公告文に定める入札参加資格を有しない者がした入札、又は委任状による確認を受けない代理人がした入札
　(3) 大阪市政策企画室所定の入札書を用いないでした入札
　(4) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
　(5) 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあたっては、前回最低入札金額以上でした入札
　(6) 資格審査資料の提出が必要な案件において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった者、又は資格審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
　(7) 関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札
　(8) 申出書類に虚偽の記載をした入札
６．入札記載金額について
　(1) 総額を記載すること。
　(2) 落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
　(3) 金額の頭に￥を記載すること。
７．その他
　(1) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと。
　(2) 入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは契約規則第21条第2項により落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を１年当たりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合は、履行期間内に支払うことが見込まれる総額)）)の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。
　(3) 提出済みの入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
　(4) 入札書への記名押印は、個人については本人が、法人については代表者が、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が行うこと。
　(5) この入札において独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額を１年あたりの額に換算した額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。
　(6) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約締結を行わないものとする。